主 文 本件控訴を棄却する。 理 中

弁護人前野光好の控訴の趣意は記録編綴の控訴趣意書記載のとおりであるから、 ここにこれを引用する。

これに対する当裁判所の判断は次のとおりである。

論旨第一点について

所論は先づ原判決が被告人が本件各貸付けに当り約し又は受領した利息の徴収方法を出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律(以下単に本法という)る五条第三項にいわゆる利息の天引に該当すると認めた〈要旨第一〉のは不当である。しかし記録によれば被告人は貸付金を月賦弁済せしめる約束の下に原判示各〈/要旨第一〉貸付を為すに当り一旦貸付元本全額を相手方に形式的に源りてはいるけれども、その場で直ちにその内から(月賦弁済により毎月元本の減息をの他を右貸付元本の中から受領し、その余を現実に相手方に交付しているもるであるとが明らかである。このような方法は利息の形式を擬装してておりるもとが明らかである。このような方法は利息の形式を擬装してておりのもとが明らかである。「となりである。」と同視して「会別であるというの外ない。かような場合は同法条第三項の規定を適用するのが相当である。何となれば、そう解しなければ貸まのような形ばかりの現実的授受を行うことにより容易に本条の適用を免がればいるがはいるのである。右と同一の見解をとつた原判決は洵に相当であつて原判決になるからである。右と同一の見解をとつた原判決は洵に相当であつて原判決によりな過法はない。

一次に所論は原判決か被告人の受領した印紙代及び公正証書作成費用を同法条第五項の看做利息と認定したのは〈要旨第二〉違法であるというのである。しかし同法条第五項は金銭の貸付を行う者がその貸付けに関し受ける金銭は利息とみなし第二〉引規に手数料、調査料その他何等の名義を以てするを問わまり、の事をもし、同趣旨の規定である利息制限法第三条が但し書をも制度を適用すると規定し、同趣旨の規定である利息制限法第三条が自己書をも制度の規定を適用すると規定し、同趣旨の規定である利息とのは判し、「の書」といるのである。これは本法において処罰の限度とされらの費用の名義であるの規定する利息の表示である。これらの費用の名義であるの規定する利息の表示であるのである。されば原審が所論の日本のは、同法条第一項の規定を適用処断したのは相当であるのである。されば原本なし、同法条第一項の規定を適用処断したのは相当で原判決には所論のような違法はない。論旨はいづれも理由がない。

論旨第二点について

所論は原審量刑の不当を主張するけれども原判示各違反の態様、回数、超過利息額、被告人に昭和三二年一一月一二日本件と同種事犯により罰金五万円に処せられた前歴があることその他記録にあらわれた諸般の情状を考察すれば原審の量刑はやむを得ないところというべく決して不当に重いものとは思料されない。論旨は理由がない。

よつて刑事訴訟法第三九条に則り主文のとおり判決する。 (裁判長判事 村木友市 判事 渡辺雄 判事 牛尾守三)